

京都市管理職員等の範囲を定める規則及び京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月19日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

京都市管理職員等の範囲を定める規則及び京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第1各組織共通の項中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表」に改める。

別表第2高等学校の項の次に次の1項を加える。

小 中 学 校	副校長 教頭
---------	--------

(京都市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 京都市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条の表教育委員会の項第2項第2号中「及び中学校」を「, 中学校及び義務教育学校」に, 「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表」に改める。

第17条第9号中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表」に改める。

附 則

この規則は, 平成30年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)